

# 尾道市総合福祉センター無料使用登録について

センターは、次の条件に該当する人のみで構成される団体が登録することにより、無料で使用することが出来ます。

1. 市内に居住する60歳以上の人
2. 市内に居住し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている人及びその介護者
3. 市内に居住する母子家庭・父子家庭の父母及びその児童
4. 市内に居住する寡婦(母子家庭に準ずる。)
5. 市内に居住する18歳未満の児童
6. 市内に居住し、対人保健サービスの対象となる人

1～6に該当する人のみで構成される団体のほか、市内に居住するボランティア及び市内の福祉関係団体その他市長がセンターの設置目的を達成するために適当であると認めた人のみで構成される団体。

## 登録の方法

- ・申請書はセンター窓口で受付けます。(メールや電話での申請はできません。)
- ・申請書は尾道市社会福祉課で審査及び登録を行います。  
(申請書を提出しても必ず登録が認められるわけではありません。)
- ・申請書を提出されてから登録の可否まで2週間程度かかります。  
(登録が認定されるまでは有料です。)

## 必要な書類

- ・尾道市総合福祉センター無料使用登録申請書
- ・規約又は会則
- ・会員名簿

## 登録団体の施設予約

- ・使用する日の前月の1日から施設予約の受付けができます。

## 注意事項

- ・「尾道市福祉保健施設設置及び管理条例」及び「尾道市福祉保健施設設置及び管理条例施行規則」を遵守すること。
- ・登録認定有効期間は登録が認定された年度の末日(3月31日)までとします。次年度の登録は、登録期限が満了する日の約2ヶ月前(2月ごろ)から手続きを行います。
- ・登録の内容と利用実態が異なる場合等、不適格と認めた場合は登録を取り消すことがあります。

詳しくは、センター窓口にお問い合わせください。